

令和2年度政府統計共同利用システム利用料金の考え方

令和元年7月31日
統計調査等業務最適化推進協議会決定

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく2020年度（令和2年度）の政府統計共同利用システムの運営に関し、各府省等が負担する利用料金は下記のとおりとする。

記

1. 政府統計共同利用システムの運営に要する費用のうち、システムの運用・保守に要する経費を各府省等が負担する利用料金の対象とする。
2. 政府統計共同利用システムの各府省等の利用料金（料金基礎額）は、別紙に掲げる各指標の算定基礎数の合計値により決定する。

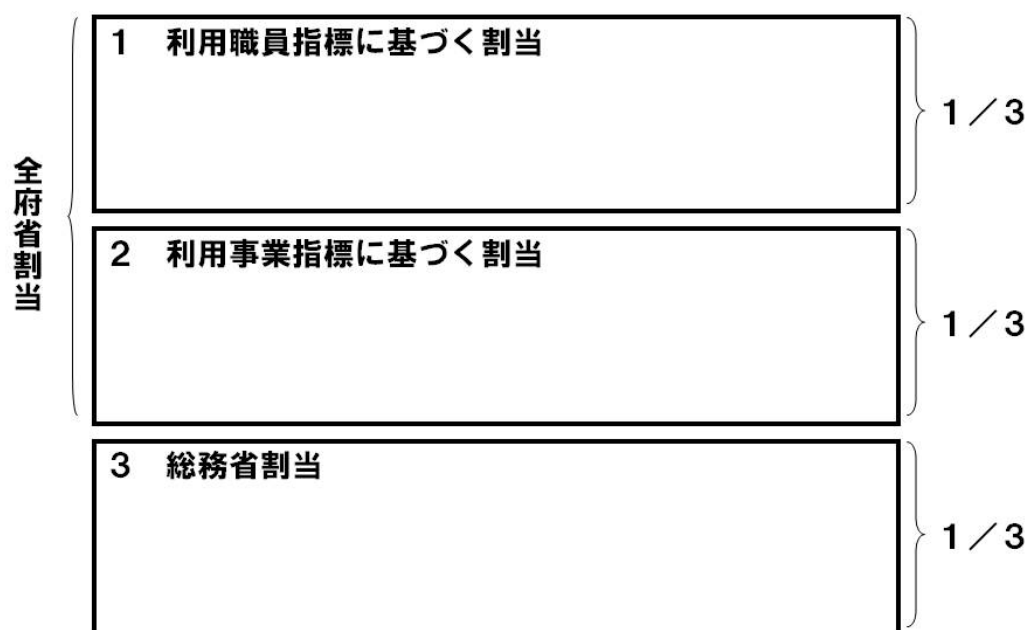
区分	算定基礎数合計値	料金基礎額（年額）
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	8,248 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	24,745 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	35,743 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	46,741 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	71,486 千円

3. 総務省は、上記2に加え、経費全体の33%に相当する額を料金基礎額とする。

政府統計共同利用システムにおける各府省利用料金の構造

各府省が分担する政府統計共同利用システムの利用料金については、システムを利用する観点からの費用分担とし、統計調査等業務の特性及び統計調査等業務の最適化を推進する観点に立脚しつつ、客観性を有する指標を組み合わせて設定することを基本的な考え方とする。

1. 料金構造



2. 算定基礎数について

各指標を一律に評価するため、算定基礎数を以下のとおり設定する。

① 算定基礎数

各指標の算定基礎総数合計（一律 5,000）を、指標別に各府省の階級値の合計で除し、これに各階級値を乗じ正規化したもの。

算出式は以下のとおり。

$$\text{算定基礎数} = \frac{\text{算定基礎総数合計}}{\text{各指標の階級値の合計}} \times \text{各階級値}$$

(例) 利用職員指標（職員数 50 人未満の場合）

$$\frac{5,000}{1,650} \times 25 \div 76 \text{ (区分 A クラスの算定基礎数)}$$

(例) 利用事業指標（統計調査規模 50 未満の場合）

$$\frac{5,000}{3,700} \times 25 \div 34 \text{ (区分 A クラスの算定基礎数)}$$

② 利用職員指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計関係職員規模 ^{注1}	階級値	算定基礎数
Aクラス	職員規模 50 人未満	25	76
Bクラス	職員規模 50 人以上 150 人未満	100	303
Cクラス	職員規模 150 人以上 250 人未満	200	606
Dクラス	職員規模 250 人以上 500 人未満	375	1,136
Eクラス	職員規模 500 人以上	550	1,667

注1) 総務省政策統括官(統計基準担当)のホームページで公表されている国の統計関係職員数(地方支分部局を除く。)による。

③ 利用事業指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計調査数規模(計数) ^{注2,3}	階級値	算定基礎数
Aクラス	統計調査数規模 50 未満	25	34
Bクラス	統計調査数規模 50 以上 100 未満	75	101
Cクラス	統計調査数規模 100 以上 300 未満	200	270
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	375	507
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	700	946

注2) 統計調査客規模調査(令和元年5月9日依頼)の結果に基づき、各府省が所管する統計調査に係る客数により算出した計数の合計による。

※ 計数については、次表参照

注3) 廃止した統計調査、今後実施の予定がない統計調査、産業連関表の作成のみを目的とした統計調査、業務統計及び加工統計を除く。

統計調査規模に応じた計数表

区分	統計調査規模	計数
小規模	換算客数 5,000 未満の統計調査	1
中規模	換算客数 5,000 以上 50,000 未満の統計調査	10
大規模	換算客数 50,000 以上の統計調査	40

3. 料金基礎額の決定

政府統計共同利用システムの各府省等の利用料金（料金基礎額）は、2で決定した各府省の利用職員指標と利用事業指標の算定基礎数の合計値を基に、次表に掲げる区分に該当する料金基礎額とする。

区分	算定基礎数合計値	料金基礎額（年額）
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	8,248 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	24,745 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	35,743 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	46,741 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	71,486 千円

※ 総務省は、上記に加え、経費全体の 33%に相当する額を料金基礎額とする。

令和2年度政府統計共同利用システム利用料金案(概算額)

(単位：千円)

府省名	利用職員指標			利用事業指標			算定基礎数 合計	料金区分	料金基礎額 (X)	料金基礎額 (Y)	利用料金	
	統計関係職員数			統計調査数							X + Y	月額
	階級値	区分	算定基礎数	階級値	区分	算定基礎数						
内閣官房	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
人事院	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
内閣府本府	100	B	303	200	C	270	573	II	24,745	0	24,745	2,062
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
警察庁	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
金融庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費者庁	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
総務省	550	E	1,664	700	E	945	2,609	V	71,486	249,174	320,660	26,722
法務省	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
外務省	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
財務省	25	A	76	200	C	270	346	II	24,745	0	24,745	2,062
文部科学省	25	A	76	200	C	270	346	II	24,745	0	24,745	2,062
厚生労働省	200	C	606	700	E	946	1,552	V	71,486	0	71,486	5,957
農林水産省	200	C	606	200	C	270	876	IV	46,741	0	46,741	3,895
経済産業省	200	C	606	375	D	507	1,113	V	71,486	0	71,486	5,957
国土交通省	100	B	303	700	E	946	1,249	V	71,486	0	71,486	5,957
環境省	25	A	76	200	C	270	346	II	24,745	0	24,745	2,062
防衛省	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
日本銀行	25	A	76	25	A	34	110	I	8,248	0	8,248	687
合計	1,650		5,000	3,700		5,000	10,000		505,897	249,174	755,071	62,923
【参考】 合計(日銀除く)									497,649	249,174	746,823	62,235

令和2年度政府統計共同利用システム利用料金案(増減額)

(単位：千円)

府省名	令和2年度概算要求額 (V)	令和元年度予算額 (W)	各府省増減額 (V-W)
内閣官房	8,248	8,218	30
人事院	8,248	8,218	30
内閣府本府	24,745	24,654	91
宮内庁	—	—	—
公正取引委員会	8,248	8,218	30
警察庁	8,248	8,218	30
金融庁	—	—	—
消費者庁	8,248	8,218	30
総務省	320,660	319,471	1,189
法務省	8,248	8,218	30
外務省	8,248	8,218	30
財務省	24,745	24,654	91
文部科学省	24,745	24,654	91
厚生労働省	71,486	71,222	264
農林水産省	46,741	46,567	174
経済産業省	71,486	71,222	264
国土交通省	71,486	71,222	264
環境省	24,745	24,654	91
防衛省	8,248	8,218	30
日本銀行	8,248	8,218	30
合計	755,071	752,282	2,789
【参考】合計(日銀除く)	746,823	744,064	2,759